

厚生労働省
指定研修機関



千葉県内
指定第1号

SODEGAURA SATSKIDAI HOSPITAL

看護師 特定行為 研修センター

社会医療法人社団さつき会



袖ヶ浦さつき台病院



時代に求められる看護師を —



時代に求められる 看護師を—

袖ヶ浦さつき台病院は、平成28年2月10日付で、
厚生労働省が指定する「研修機関」に指定されました。

袖ヶ浦さつき台病院の理念

袖ヶ浦さつき台病院は、昭和58年に精神科医である理事長矢田洋三により設立されました。当時は、精神障害や認知症を患っている患者様の身体疾患の治療を総合病院等で行つてもらうことはハードルが高く、精神・身体両面をバランスよく治療できる病院を目指して設立されました。以後、一貫してその方針に沿い精神身体両面での診療を行っています。

当院は「社会的自立のもと、人材の育成に努め、時代の変化に対応し、開かれた組織としての発展を期すること」を使命としています。



沿革

わが国の精神科医療は、欧米に比べはるかに長い入院期間が問題となり、近年においては入院医療においても集中的に治療やリハビリテーションを行い、短期間で退院させる医療に変化しつつあります。欧米の精神科医療機関では、入院治療期間の短縮化に大きく貢献し、入院・通院医療、リハビリテーション等も含めた精神障害者の治療・援助の質を向上させた大きな要因のひとつとして、多職種チームによる精神科医療や地域における多職種チームでの援助があげられています。このような状況に対応していくことができるよう、手順書により一定の診療の補助を行うといった高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとして役割を発揮していくことができる看護師を養成することを目的に、国は特定行為に係る看護師の研修制度を創設しました。(平成27年3月13日「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令」(厚生労働省 省令33号))

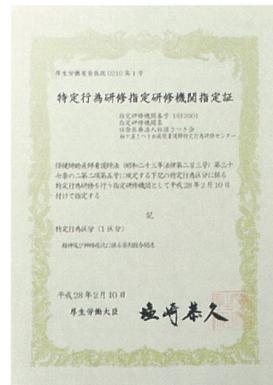
当院では、袖ヶ浦さつき台病院の理念を踏まえ、看護師特定行為研修センターを設置し、看護師特定行為研修に取り組むことになりました。

特定行為研修の目的・目標

本研修の目的は、薬物療法を中心とした身体的治療と、精神療法、精神障害の成因論といった総論的内容を学び、身体障害的精神障害から心理的側面の強い精神障害に至るまでの理解を深め、医療安全を配慮しつつ、高度な臨床実践能力を発揮し、自己研鑽を継続しながらチーム医療のキーパーソンとして機能できる看護師を育成します。

研修目標

- (1) 精神疾患における臨床場面において特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を習得する。
- (2) 精神疾患における臨床の場において、医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を習得する。
 - ①精神機能の把握
 - ②精神医学の診察と診断方法について理解
 - ③治療法について理解
 - ④主要精神疾患の理解



研修センター長 菊池周一(病院長)

当院は、昭和58年設立以来、心身両面の治療ケア・地域貢献を目指して、各専門職を育てることに尽力してまいりました。平成28年から医療法改正に基づく看護師の特定行為の教育機関として認可され、いよいよ教育が始まります。各職種の協力のもと、教育を受けられる看護師の皆様が教育を通してさらに充実し、時代に応じて先進的な役割を果たしていかれることを祈念しております。また、各職種の皆様も特定行為の教育を通して自らの専門性をさらに磨かれることが期待しております。



研修指導医

鈴木 均(精神科副部長)



受講者のみなさんが無事に研修を終えられるように、全力でサポートしたいと思います。精神科領域の特定行為は3種の向精神薬を処方できるという単純な行為ではなく、大きな可能性や拡がりを秘めた行為であると思います。そのために最終的に必要なことは、医師と看護師、その他のスタッフとの信頼関係だと確信しています。お互いに信頼し合える関係を築いていきましょう。

特定行為研修責任者

栗原 サキ子(看護部長)



特定行為に係る看護師の研修制度は、看護師にとって、チーム医療のキーパーソンとして自信を持って参加できるものになっています。実践力の保持者が、さらなる学習を積み拡大された実践力を発揮できるような研修機関として、受講者の支援をいたします。「視点は患者様から離れず」を基本とし、特定行為研修センターを運営してまいります。

受講者の声 精神科経験10年

原田 竜亘(精神科認定看護師)



精神科疾患における領域で、活動を広げができるのではないかと思いました。しかし、研修は1年と長く、課題レポートの提出や臨床実習などもあり大変だと思います。特定行為に係る看護師となることへの責任の重さを感じます。1年間頑張りたいと思います。

受講者の声 精神科経験13年

東海林 宏美(精神科急性期病棟責任者)



高度な知識を得た看護師が身近にいて、患者様の状態を観察し判断して薬剤投与がされるのは、患者様にとって「安心できるもの」になるのではと思います。医師や薬剤師と専門的な知識を共有し、スムーズな治療に向かえたらと思います。



修了要件

本研修を修了するには、次の要件を満たす必要があります。

- ①共通項目を全て履修し、単位筆記試験・確認試験ならびに観察評価に合格すること。
 - ②「①」修了後、区別科目を履修し、確認試験およびペーパーシミュレーション、臨床実習による観察評価に合格すること。
- ※特定行為研修修了後は、修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出します。

定 員 …… 3名程度

研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区別科目」にわかれています。
研修は講義(通信)、演習、実習によって行われます。

①共通科目(必須科目):特定行為区分に共通して必要とされる能力を身に付けるための科目(研修期間1年)

科目区分	科目名	時間数	研修方法	実施期間
共通科目	臨床病態生理学	45	講義(通信)・演習	4月
	臨床推論	45	講義(通信)・演習・実習	5月
	フィジカルアセスメント	45	講義(通信)・演習・実習	6月
	臨床薬理学	45	講義(通信)・演習	7月
	疾病・臨床病態概論	60.5	講義(通信)・演習・実習	8~9月
	医療安全学	30	講義(通信)・演習・実習	10月
	特定行為実践	45	講義(通信)・演習・実習	11月
区別科目	基礎精神医学	10	講義	12月
	精神医学各論	11	講義	12月
	精神疾患治療学	49	演習・臨床実習	1~3月

②区別科目:特定行為に必要とされる能力を身に付けるための科目

区別科目	特定行為
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 70時間	・抗痙攣剤の臨時投与 ・抗精神病薬の臨時投与 ・抗不安薬の臨時投与

受講資格

次に定める要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①看護師免許を有すること。
- ②看護師の免許取得後、通算5年以上の実務経験を有すること。そのうち通算3年以上は関連する領域の実務経験を有すること。
- ③施設長または看護部長(同等職位の所属長)推薦を有すること。
- ④精神科医療・看護の発展と社会貢献に意欲を有すること。

出願書類提出方法

〒299-0246 千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5-21 袖ヶ浦さつき台病院 看護管理室行
※「郵便書留」で送付するか、直接持参してください。

詳しくはホームページをご覧ください

